

看護補助体制充実加算の研修要件と該当研修

● 地域包括医療病棟において算定する看護補助体制充実加算の場合

(※急性期一般、小児入管等における同名の「看護補助体制充実加算」では、
直接ケアを行う看護補助者は評価されておらず、下記要件は該当しない)

「看護補助体制充実加算」を算定するには、「看護補助体制加算」を算定していることが求められる。

対象	要件 該当する研修 (予定)	看護補助体制 加算	看護補助体制 充実加算
病棟の 看護師長	・修了証が交付される5時間程度の研修	望ましい	必須
	都道府県看護協会主催研修 (参集orオンライン) 「看護補助者の活用推進のための看護管理者研修」		
病棟の 看護職員(全員)	・年1回受講が必要 ・院内研修	望ましい	必須
	・JNAオンデマンド研修 (一部の内容を院内研修として活用可) 「看護補助者との協働推進のための研修」		
(新) 直接ケアを 主として行う 看護補助者	・修了証が交付される12時間程度の研修 ※介護福祉士資格を持つ者は受講不要		必須 (加算1・加算2 のみ)
	・JNAオンデマンド研修 「看護補助者を対象とした標準研修 モジュール1・3・4」 (2024秋からパッケージ版を提供予定)		
看護補助者	・年1回受講が必要 ・院内研修	必須	必須
	・JNAオンデマンド研修 (一部の内容を院内研修として活用可) 「看護補助者を対象とした標準研修 モジュール1」		